

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、粕屋北部消防組合の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況

1 任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免

職員の任免状況

(単位：人)

区 分	採 用	退 職 (平成22年度)	
		定 年	自己都合その他
消 防 職	2	2	2
行 政 職	0	0	0
計	2	2	2

(2) 職員数

職員数の状況と主な増減理由

(平成22年4月1日現在)

区 分	職 員 数 (人)			対前年増減数 (人)			平成22年度の 主な増減理由
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	
消 防 職	87(2)	88	86	0(2)	△1	△4(2)	定年退職2名 依願退職1名 懲戒免職1名
行 政 職	0	0	0	0	0	0	
計	87(2)	88	86	0(2)	△1	△4(2)	

- (注) 1 平成22年度地方公務員定員管理調査に基づく。
 2 職員数(2)の数値は、年度途中の増員数を表す。
 3 特別職は除く。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区 分	管轄内人口 H23.3.31現在	歳出額 (A)	人件費 (B)	実質収支	人件費率 (B/A)	21年度の 人件費率
平成22年度	84,043人	882,069千円	747,280千円	17,439千円	84.7%	79.4%

- (注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。
 2 人件費は、給料(議会費を含む。)、職員手当、期末勤勉手当に共済費等を含む。
 3 管轄内とは、古賀市並びに新宮町をいう。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

区 分	職 員 A	給 与 費				1人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22年度	86人	335,920千円	111,662千円	125,178千円	572,760千円	6,660千円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
粕屋北部消防組合	42歳 4月	329,133円	369,430円
			336,280円
国(公安職一)	41歳 3月	318,139円	369,610円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における職員の基本給の平均を示す。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当など諸手当の額の合計を示す。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算した額を示す。

(4) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分		粕屋北部消防組合	国
		初 任 給	初 任 給
消 防 職	大学卒	187,500円	187,500円
	高校卒	158,100円	158,100円
行 政 職	大学卒	161,600円	161,600円
	高校卒	140,100円	140,100円

- (注) 1 消防職は、公安職(一)給料表を適用。
 2 行政職は、行政職給料表を適用。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
消 防 職	大学卒	261,200 円	299,700 円	365,500 円
	高校卒	247,600 円	287,200 円	320,500 円
行 政 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(6) 消防職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

職務の級	職務内容	職員数	構成比
1 級	係員の職務	1 人	1 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする係員の職務	11 人	12 %
3 級	主任の職務及びこれに相当する職務	34 人	40 %
4 級	係長、主査の職務及びこれに相当する職務	30 人	35 %
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	4 人	5 %
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	4 人	5 %
7 級	次長、消防署長の職務	1 人	1 %
8 級	消防長の職務	1 人	1 %

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による消防職の職員数を示す。

(7) 行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

職務の級	職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	0 人	0 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	0 人	0 %
3 級	主査、主任主事、主任技師の職務	0 人	0 %
4 級	係長の職務	0 人	0 %
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	0 人	0 %
6 級	課長職務及びこれに相当する職務	0 人	0 %

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による行政職の職員数を示す。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		(消防職)
平成21年度	職 員 数 (A)	88人
	特 別 昇 給 し た 職 員 数 (B)	0人
	比 率 (B/A)	0%
平成22年度	職 員 数 (A)	86人
	特 別 昇 給 し た 職 員 数 (B)	0人
	比 率 (B/A)	0%

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋北部消防組合		国	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,421千円		—	
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分		（平成22年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～20%）	

イ 退職手当

（平成22年4月1日現在）

粕屋北部消防組合			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
			その他の加算措置		
			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		

ウ 地域手当

（平成22年度実績）

支給実績（平成22年度決算）		10,788,443円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		122,596円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
古賀市・新宮町	3%	86人	3%

エ 特殊勤務手当

(平成22年度実績)

区 分	全 職 種
支給実績(平成22年度決算)	6,173,650円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	82,320円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	85%
手当の種類(手当数)	4種類

手当の名称	支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
緊急出場手当 (火災等の災害出場)	火災、救助、その他の災害防除業務のため消防職員が緊急に出場したとき(調査・その他作場を除く。)	1回につき	360円
緊急出場手当 (救急出場)	救急業務のために救急救命士が緊急に出場したとき	1回につき	350円
	救急業務のために消防職員(救急救命士を除く。)が緊急に出場したとき	1回につき	200円
潜水作業手当	職員が潜水器具を着用して、潜水作業に従事したとき又は訓練を実施したとき	1回につき	500円
夜間業務手当	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が2時間以上であるとき	1当務につき	520円
	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が2時間未満であるとき		410円

オ 時間外勤務手当

区 分	平成 2 1 年度決算	平成 2 2 年度決算
支 給 実 績	1 8, 9 7 0 千円	1 9, 6 9 4 千円
職員一人当たり平均支給年額	2 3 7 千円	2 4 1 千円

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価		国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成 2 2 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 2 2 年度決算)
扶 養 手 当	配偶者	13,000 円	同じ	—	19,067 千円	257,662 円
	扶養親族 (1 人につき)	6,500 円				
	配偶者がいない場合の 扶養親族 (1 人について)	11,000 円				
	満 16 歳以上 22 歳まで の子 1 人についての加 算額	5,000 円				
住 居 手 当	借家(借間)の場合の支給 限度額	27,000 円	同じ	—	7,808 千円	211,027 円
	持家	2,500 円				
通 勤 手 当	バス、電車などの交通機関 利用の場合の限度額	55,000 円	同じ	—	2,552 千円	31,900 円
	自家用車などの交通用具 利用の場合の限度額	55,000 円				
管 理 職 手 当	消防長	給料月額×16%	同じ	—	3,693 千円	615,500 円
	次長・署長	給料月額×14%				
	課長	給料月額×12%				
	課長補佐	給料月額×10%				

(注) 手当の制度については、平成 2 2 年 4 月 1 日現在である。

キ 特別職等の報酬の状況

(平成22年4月1日現在)

区 分		報 酬 額 (年 額)
特別職	組 合 長	127,800円
	副 組 合 長	106,950円
	監査委員 (識見者)	49,000円
	監査委員 (議会選出)	37,000円
議会議員	議 長	73,000円
	副 議 長	67,000円
	議 員	62,000円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成22年4月1日現在)

毎日勤務者	開 始 時 刻	午前8時30分
	終 了 時 刻	午後5時00分
	週 休 日	土曜日、日曜日
	1週間の正規の勤務時間	38時間45分
交替制勤務者	開 始 時 刻	午前8時30分
	終 了 時 刻	午前8時30分 (翌日)
	週 休 日	変則週休2日 (3週に6日)
	1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(2) その他の勤務条件

ア 休暇

(平成22年4月1日現在)

休暇の種類	事 由	期 間	給 料
年次有給 休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療 養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年	有給
		その他の疾患の場合 90日	
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前6週間 (多胎妊娠の場合にあって は、14週間)・産後8週間	有給

	子の看護休暇	5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合（10日以内） 父母または養父母が死亡した場合 （血族…7日以内、姻族…3日以内）等	

（注）上記以外に介護休暇（無給）等があります。

イ 育児休業制度

（平成22年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給 料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無 給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間当たりの勤務時間が24時間35分を超えない範囲で条例で定める時間	無 給
部 分 休 業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

4 分限および懲戒処分

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、退職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

(1) 分限処分の状況

(平成22年度実績)

内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	0 人
降 給	0 人

(2) 懲戒処分の状況

(平成22年度実績)

内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	1 人
停 職	0 人
免 職	1 人

5 服 務 の 状 況

サービスの根本基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービスの根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

営利企業等従事許可の状況

(平成22年度実績)

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること。	0 件
自ら営利企業を営むこと。	8 件
報酬を得て事務等に従事すること。	3 件

6 研 修 お よ び 勤 務 成 績 の 評 定 の 状 況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。このことについては、地方公務員法の中に規定されており、粕屋北部消防組合では、自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員的能力開発に努めています。

職 場 研 修	救急研修、同和研修
職場外研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防大学校 幹部課 ・ 福岡県消防学校 上級幹部課、初級幹部科、水難救助科、火災調査 ・ 救急救命東京研修所 薬剤投与追加講習 ・ 福岡県市町村研修所 新任課長研修、職場リーダー養成研修

(2) 勤務成績の評定

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について消防司令補以下の職員を対象とした定期試験の実施及び係長以下の職員を対象とした勤務成績の評定を定期的に行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとしています。また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて人事異動を行うとともに、昇任試験制度に基づき、職員の昇任昇格を行っています。

現在、地方公務員を含む公務員制度改革が論議されており、現行の勤務評定制度に替え、行動評価と業績評価からなる新たな人事評価制度の導入について検討を行っております。

7 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。この他、職員は各種の給付事業などを実施している粕屋北部消防組合職員互助会に加入しています。

(1) 定期健康診断及び特別健康診断等の実施状況

区 分	受 診 者 数
職員総合健康診断	84名
特別健康診断（深夜業、高気圧健診）	66名

(2) 公務災害補償

公務災害等の設定状況

(平成22年度実績)

公務災害	通勤災害	計
2件	0件	2件

(3) 粕屋北部消防組合職員互助会

ア 負担割合

	会員掛金	事業主負担金
負担割合(千分率)(千円)	5 / 1000	18
金額(千円)	1,780	1,566

イ 主な事業

- (ア) 給付事業(会員への慶弔給付等)
- (イ) 厚生事業(全員参加型、個別選択型)
- (ウ) 助成事業(会員の体育活動に係る助成)
- (エ) 積立事業(事業運営基金積立、記念事業基金積立)
- (オ) 研修事業(研修に係る助成)
- (カ) 記念事業(長期継続(25年勤)会員に対する記念事業)